

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の  
技術の利用に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和 4 年 3 月 2 8 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
条例の一部改正に伴い、規定を整理するために必要があるからである。

# 愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「条例」という。)の一部改正(令和4年3月25日公布、令和4年4月1日施行)に伴う規定の整理

## 2 改正の理由

条例の一部改正により、オンラインで行うことができる申請等の範囲を拡大し、オンラインで行うことを可能とする申請等を規則で指定することを要しないこととするため。

## 3 改正の内容

オンラインで行うことを可能とする申請等の指定に係る規定の削除

## 4 施行期日

令和4年4月1日

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

一。以下「情報通信技術利用条例」という。」及び「第三条第一項の教育委員会規則で定める申請等は、別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規定に基づき申請等とし、情報通信技術利用条例」を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年愛知県条例第一号）第三条から第六条までの規定により、愛知県教育委員会に対して行い、又は愛知県教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）の規定の例による。

旧

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年愛知県条例第一号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条第一項の教育委員会規則で定める申請等は、別表の上欄に掲げる条例の下欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定により、愛知県教育委員会に対して行い、又は愛知県教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）の規定の例による。

別表

愛知県情報公開条例（平成十二年愛知県条例第十九号）	第六条第一項
愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）	第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十八条第一項（本人の委任による代理人による請求についてこれらの規定を適用する場合を除く。）